

懲戒処分の公表について

令和 8 年 9 月 1 4 日
国立大学法人横浜国立大学

この度、下記のとおり処分を行いましたので公表いたします。

記

【処分の概要】

被処分者は、複数の学生に対し、アカデミック・ハラスメントに該当する不適切な行為を行った。同准教授の行為は、学生を指導する教員として許されないものであり、また、本学における教育研究環境を害するものであることから、下記の懲戒処分を行った。

○被処分者

大学院環境情報研究院 准教授（男性 50代）

○処分内容

停職10日間

○処分決定年月日

令和8年9月10日

【学長のコメント】

本学教職員として、このような行為は許されるものではなく、厳正な処分を行いました。大学として、このことを厳粛に受け止め、今後、本学でハラスメントが起こらないよう再発防止に取り組み、信頼の回復に努めてまいります。